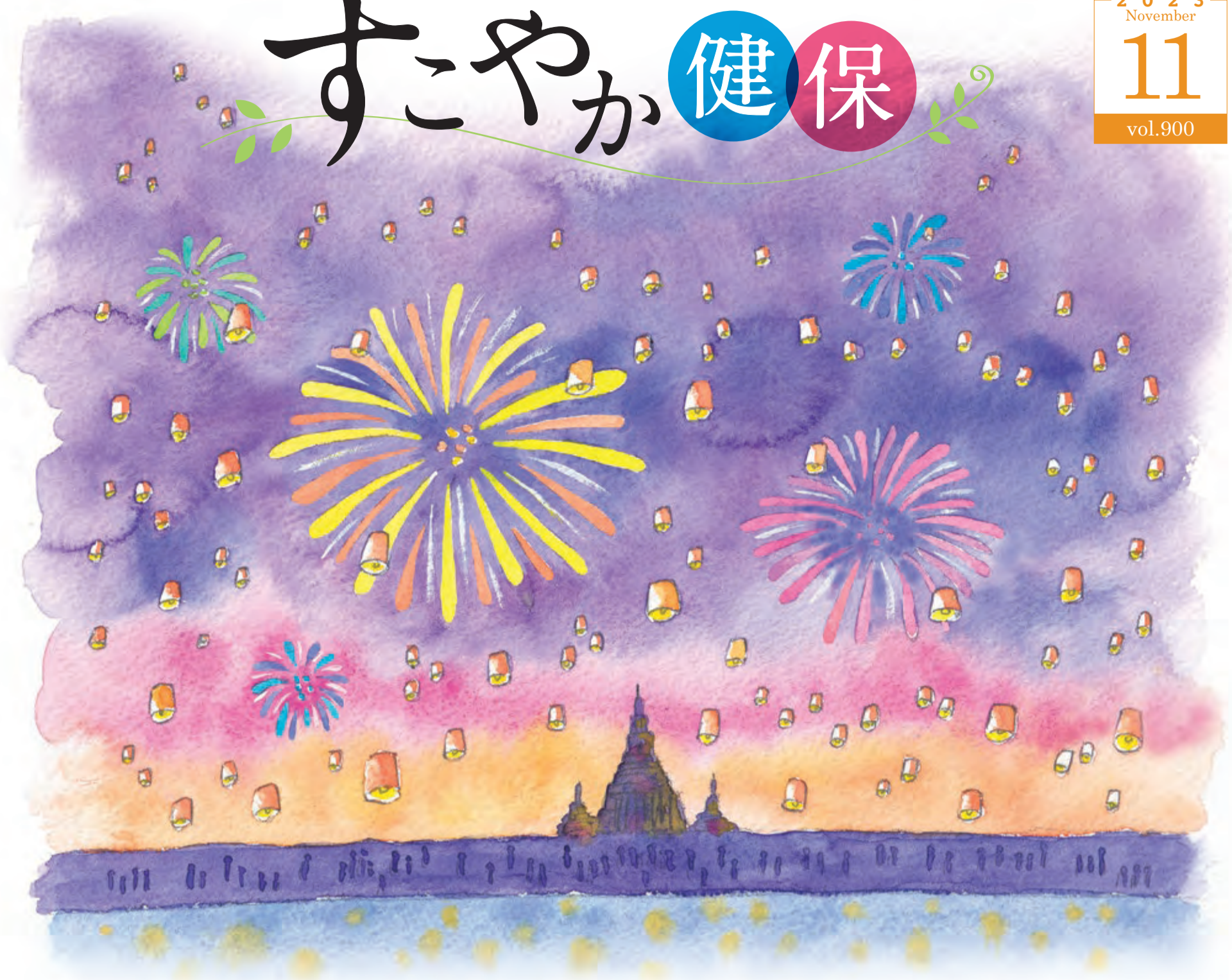


すこやか 健保



知っておきたい! 健保のコト

VOL.54

「差額ベッド」とは

国は、療養環境の向上に対するニーズに応え、患者選択の機会を広げるために設けられた病室(差額ベッド室、正式名は「特別療養環境室」)の設置を認めており、利用する患者から特別な負担を徴収することを可能としています。それがいわゆる「差額ベッド代」です。一般的には個室や2人部屋など、大部屋以外に入院した時にかかる料金のことです。

差額ベッド代は、保険適用外であるため全額自己負担となり、高額療養費の対象外です。国の報告では、2022年7月1日現在の1日当たりの平均徴収額は、1人部屋が8322円、2人部屋が3101円、3人部屋が2826円、4人部屋が2705円でした。これは全国平均値であり個別施設でみると相当の開きがあるのが実態です。

さて、個室などに入院しても、差額ベッド代がかからないケースがあるのをご存じですか。本来、差額ベッドは「患者が希望した場合」に利用できるもので、患者への説明・同意がない場合に差額ベッド代を徴収することはできません。具体的には、①患者の同意が、同意書により確認されない場合②(重篤で安静が必要など)患者本人の治療上の必要により、差額ベッド室に入院した場合③(大部屋が満床など)病棟管理の必要性により、差額ベッド室に入院した場合——です。

差額ベッドを利用する場合は、同意書をよく読んで納得した上で署名しましょう。

8月の小欄で紹介した働く女性の活躍の場を狭める要因にもなっていた、「年収の壁」問題への対応策が示されましたので紹介します。

人手不足への対応が急務となる中、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりに向けた厚生労働省の「年収の壁・支援強化パッケージ」が9月27日に公表され、同日の全世代型社会保障構築本部で決定されました。これを受け、10月からその具体策が逐次実施されていくことになりました。

まず、従業員101人以上(2024年10月以降は51人以上)の企業で社会保険への加入が必要となる年収「106万円の壁」で発生する事業主・労働者の保険料負担への対応については、①キャリアアップ助成金を新設し、労働者の収入を増加させる取り組みを行った事業主に対して、複数年(最大3年)で計画的に取り組むケースも含め、労働者1人当たり最大50万円の支援を一定期間行う②新たに適用となつた労働者に事業主が給与・賞与とは別に「社会保険適用促進手当」を支給することができ、この手当については、被用者保険適用に伴う本人負担分の保険料相当額を上限として、最大2年間、当該労働者の標準報酬月額・標準賞与額の算定から除外する——とした負担軽減策が打ち出されました。

事業規模にかかわらず社会保険への加入が義務付けられる「130万円の壁」への対応については、年収130万円を超えることが見込まれる場合に直ちに被扶養者認定を取り消すのではなく、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な増収である旨の事業主の証明を添付することで、被扶養者認定の迅速な判断を促し、引き続き被扶養者にとどまるのが可能となるような考え方が示されました。

今回の措置は、2025年の年金制度改革を視野に置いたもので、今後、同改革に向けて抜本的な対策が検討されることとなります。

「年収の壁」問題、当面の対応策が決定 抜本的な対策を今後検討

★ Special Issue